平成２３年（フ）第１７９１号
東京都板橋区南町10―３
債務者　長野　邦彦
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８０２号
東京都新宿区西早稲田３丁目19―５―404
債務者　寺西　昌子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８０５号
東京都八王子市南大沢３丁目４―４―805
債務者　荒崎　真也
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３６号
東京都杉並区井草３丁目24―２―201
債務者　高橋　　満
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４１号
東京都江戸川区西瑞江３丁目21―12―201
債務者　佐々木ひとみ
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４７号
東京都江東区亀戸３丁目36―13
債務者　宇都宮京子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４９号
埼玉県さいたま市見沼区大字大谷1485―８
債務者　野中美三恵
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８５０号
東京都練馬区平和台２丁目６―６―102
債務者　園井千代子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８５１号
東京都世田谷区船橋２丁目20―17―201
債務者　杉本えり子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８５５号
東京都新宿区中落合２丁目23―14―306
債務者　加藤　幸子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８５６号
東京都国立市東４丁目12―34
債務者　西口　慶美（旧姓鵜飼）
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８５７号
東京都足立区関原３丁目１―19
債務者　佐藤　益弘
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８５９号
東京都青梅市河辺町５丁目18―７　リベルテ１―305
債務者　榎戸三代子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８６０号
東京都江戸川区船堀２丁目９―13―205
債務者　西　　浩明
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８６１号
東京都日野市南平８丁目19―28　パレーシャルＴ205
債務者　有賀　麻利
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８６４号
東京都足立区綾瀬２丁目33―18―101
債務者　三上　もと
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部